

武蔵村山市まちづくり審議会の会議の公開に関する運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。以下「指針」という。）第8条の規定に基づき、武蔵村山市まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、公開を原則とする。

(非公開情報以外の情報の審議の公開)

第3条 指針第4条第2項の規定により会議を非公開情報以外の情報の審議に限って公開するときは、非公開情報以外の情報に係る審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

(非公開情報として取り扱うことの承認)

第4条 指針第4条第4項の承認は、会議の開会前に出席議員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

(傍聴の許可の報告)

第5条 会長は、指針第5条第2項の許可をしたときは、都市計画課長をして、会議においてその旨を報告させるものとする。

(会議資料の取扱い)

第6条 会長は、会議資料を傍聴者の閲覧に供することができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。